大 津 警 察 署 協 議 会 議 事 録

開 催 日 時		令和８年６月24日（水）午後３時30分～午後５時00分
開 催 場 所		大津警察署　５階大会議室
出席者	委　員	瀧千鶴委員(会長)、小原めぐみ委員(副会長)、藤井典史委員、上田敏子委員、上野康代委員、近藤敏夫委員、久保敏彦委員
	警　察	四谷署長、西澤副署長、栗田会計官、馬場添地域官、井道刑事官、片岡交通官、富居調査官(警務課長)、大谷会計課長、岡田調査官(生活安全課長)、辻本生活安全課主幹、前田刑事第一課長、松村刑事第二課長、川口交通第一課長、石丸交通第二課長、松山調査官(警備課長)、西村地域第二課長
議 事 概 要		

１　署長挨拶

署長から「今年は、刑法犯認知件数、交通事故発生件数、特殊詐欺発生件数はいずれも昨年度より大幅に増加しており、特殊詐欺は、当署管内だけで被害額は前年比２億８千万円増の危機的状況である。大津署員一丸となって地域の安心安全を守っていく。本日は、自転車に対する交通反則通告制度、及び滋賀県トクリュウからみんなを守る県民運動について委員の皆様からご意見ご要望を賜り、今後の業務運営に活かしたいと考えている。」旨の挨拶がなされた。

２　協議会委員の委嘱式

今年度から協議会委員となった委員に署長から委嘱状が渡された。

３　会長、副会長の選出

委員の互選により、会長が選任され、会長の指名により副会長が就任された。

４　会長挨拶

会長から「地域とのパイプ役として、警察から学んだ知識を地域へ持ち帰り、安心安全な街づくりを考えていく。つつがなく進行していきたいので、よろしくお願いする。」旨の挨拶がなされた。

５　副会長挨拶

副会長から「生まれ育った大津のために少しでも力になるよう努めていく。協議会委員として最後の年を頑張って努める。」旨の挨拶がなされた。

６　議事

(1) 特殊詐欺被害対策について

警察から特殊詐欺被害対策と防犯対策アプリのインストール方法について説明がなされた。

委員から「高齢者への防犯対策アプリの説明が大変だと思う。」旨の意見や「家族が海外にいるが国際電話停止サービスは、オペレーターが対応してくれるのか。」旨の質問がなされ、警察から「今後も啓発を推進する。固定電話に対するサービスは、オペレーターが聞き取りをして対応する。」旨の説明がなされた。

委員から「被害者は年齢別で何か特徴はあるか。」旨の質問がなされ、警察から「以前は、高齢者率が７割程度であったが、現在は高齢者以外でも、ＳＮＳ投資詐欺やロマンス詐欺、偽警察詐欺で、現役世代も被害に遭っている。」旨の説明がなされた。

委員から「先日、交番勤務員と話した際、その場にスマホを持って来て防犯対策アプリを入れるように説得された。啓発チラシを渡すだけでなく、このような方法で積極的に推し進めてもらいたい。」、「投資に興味がある人は、騙されるリスクも考えられるので、騙されない環境づくりも大事ではないか。」旨の意見がなされ、警察から「滋賀県警察では、「滋賀県トクリュウからみんなを守る県民運動」を説明・紹介した。現在、大津署独自では、「トクまも推進月間」を実施し、交番勤務員が巡回連絡や交通安全教室を通じて面前でスマホに防犯対策アプリを入れてもらうよう指導している。」旨の説明がなされた。

委員から「最近、大手の銀行騙りで経理担当者が詐欺被害に遭っていたが、どのような手口で被害に遭われたのか。」旨の質問がなされ、警察から「まず、社長を騙る者からメールが来てグループライン上で振り込みを指示される手口で、社員は社長からの指示となると信じてしまう。」旨の説明がなされ、更に「この詐欺については、滋賀県警察本部と共に関係機関を通じて、管内企業に注意喚起の通知を送っている。詐欺の手口は変わるので、その都度発信していく。」旨の説明がなされた。

(2) 自転車の交通反則通告制度導入について

警察から自転車の交通反則通告制度導入についての説明がなされた。

委員から「アンダーパスで、車道対面から高校生が乗る自転車５台が並列で迫って来た。警察官がいない場所ではこのように通行する者がいる。」旨の意見がなされ、警察から「中高生に対しては学校とも連携して交通ルールを浸透させていく。」旨の説明がなされた。

委員から「大津市の歩道は、自転車と歩行者を区別している箇所が少ない。」旨の意見がなされ、警察から「この規制には、歩道部分が４メートル以上の幅が必要となる。まずは、自転車の交通ルールを浸透させることが重要である。」旨の説明がなされた。

(3) その他について

委員から「近隣居住の高齢者が行方不明になり、未だに発見されていない。今後、社会に高齢者が増えていくので、同様の事案が発生する可能性に大変不安を感じる。」旨の意見がなされ、警察から「警察は発生当初から捜索や情報収集活動にあたっている。継続して情報収集等にあたっていく。」旨の説明がなされた。

(4) 前回協議会における質問に対する回答

前回協議会において、委員から「歩道において、自転車は右側通行でもいいのか。」旨の質問がなされたことについて、警察から「歩道に自転車歩道通行可の標識があれば、自転車は左右の歩道を問わず通行できる。また、70歳以上の高齢者、12歳以下の児童や幼児は標識がない場所でも歩道を通行できる。ただし、歩道の車道寄りを走行し、歩行者最優先となる。」旨の説明がなされた。

7　次回協議会の日程

令和８年９月初旬に開催予定。